

第28回 放射線対策本部会議

日 時： 令和6年2月5日（月）
庁議終了後

場 所： 庁議室

会 議 次 第

- 1 市内の空間線量率について【生活環境課】
- 2 学校給食等の放射性物質検査について【学校給食センター】
- 3 自家消費農産物の放射性物質検査について【農業政策課】
- 4 東京電力への損害賠償請求について【生活環境課】
- 5 その他
 - ・放射線対策本部会議の開催等について【生活環境課】

1 市内の空間線量率について【生活環境課】

補助事業で除染をした35施設及びその他の11施設、合計46施設について、空間線量率の測定（多点測定）を行った。

いずれの測定結果も、市の除染の指標値である0.23μSv/h（マイクロシーベルト/時）を下回った。

平均値は、0.07μSv/hとなり、前年度との比較では0.01μSv/h下回る結果となった。

(1) 測定方法・箇所等の経緯

	国庫補助事業による業務委託	職員による測定					
	平均値	詳細測定・多点測定(平均値)			定点測定(平均値)		
年度	市内全域344マス(609地点)の測定	詳細測定(1施設約30地点を測定)			5cm50cm100cmで測定		
H23	0.14 μSv/h	年2回	34施設	0.24 μSv/h	年24回	64施設	0.21 μSv/h
H24	0.12 μSv/h	年2回	34施設	0.20 μSv/h	年24回	64施設	0.14 μSv/h
H25	0.08 μSv/h	年2回			年12回	64施設	0.10 μSv/h
		多点測定(1施設基本5地点を測定)					
H26	0.10 μSv/h	年1回	198施設	0.11 μSv/h	年6回	64施設	0.08 μSv/h
H27	0.08 μSv/h	年1回	198施設	0.09 μSv/h	年4回	64施設	0.08 μSv/h
H28	0.08 μSv/h	年1回	198施設	0.08 μSv/h	年4回	64施設	0.07 μSv/h
H29	0.07 μSv/h	年1回	212施設	0.07 μSv/h	年2回	64施設	0.06 μSv/h
	除染した35施設の多点測定へ移行			多点測定全箇所			
H30	0.07 μSv/h	年1回	212施設	0.07 μSv/h	年2回	64施設	0.06 μSv/h
R1	0.08 μSv/h	年1回	185施設	0.07 μSv/h	H30で終了し多点測定に統合		
R2	0.07 μSv/h	年1回	184施設	0.07 μSv/h			
R3	0.08 μSv/h	年1回	183施設	0.07 μSv/h			
R4	0.08 μSv/h	年1回	11施設	0.08 μSv/h			
R5	0.08 μSv/h	年1回	11施設	0.07 μSv/h			

令和4年度からは、事故後10年が経過し、低い数値が続いていたことから、測定施設数を縮小した。測定施設は46施設とし、多点測定（1施設当たり5地点測定を基本）により実施した。

※46施設のうち、35施設については、業務委託（補助事業、補助率：10/10）により測定を実施

(2) 令和4・5年度 市内の空間線量率測定施設及び結果（46施設） ※多点測定

(単位: μSv/h)

区分		施設名	測定日	測定地点数	令和4年度			令和5年度		
					最高	最低	平均	最高値	最低値	平均
幼・保(園)(1)	1	めばえ幼稚園	8月29日	5	0.10	0.05	0.07	0.10	0.05	0.07
小学校 (13)	2	龍ヶ崎小学校	8月29日	5	0.11	0.05	0.08	0.11	0.05	0.08
	3	馴柴小学校	11月15日	5	0.09	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07
	4	八原小学校	11月9日	5	0.12	0.04	0.07	0.11	0.03	0.06
	5	(旧)長戸小学校	8月29日	5	0.09	0.06	0.07	0.09	0.06	0.07
	6	北文間運動広場(旧)北文間小学校	11月15日	5	0.08	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07
	7	川原代小学校	11月15日	5	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07
	8	大宮小学校	11月9日	5	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07
	9	龍ヶ崎西小学校	8月29日	5	0.09	0.06	0.07	0.10	0.07	0.08
	10	松葉小学校	11月9日	5	0.07	0.04	0.06	0.07	0.03	0.06
	11	長山小学校	11月9日	5	0.09	0.05	0.07	0.07	0.05	0.06
	12	馴馬台小学校	11月9日	5	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07
	13	久保台小学校	11月9日	5	0.09	0.05	0.07	0.08	0.06	0.07
		14	城ノ内小学校	11月9日	5	0.09	0.05	0.07	0.08	0.05

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

区分		施設名	測定日	測定地点数	令和4年度			令和5年度		
					最高値	最低値	平均	最高値	最低値	平均
中学校(1)	15	(旧)城南中学校	8月29日	5	0.11	0.05	0.09	0.10	0.07	0.09
公園(28)	16	城南スポーツ公園	9月11日	5	0.11	0.04	0.08	0.11	0.03	0.08
	17	光順田児童公園	9月15日	5	0.10	0.07	0.08	0.09	0.07	0.08
	18	松並児童遊園地	9月11日	5	0.07	0.05	0.06	0.08	0.04	0.06
	19	下町南公園	9月19日	5	0.09	0.08	0.09	0.09	0.07	0.08
	20	愛戸児童公園	9月7日	5	0.08	0.06	0.07	0.08	0.05	0.07
	21	出し山第一街区公園	9月11日	5	0.11	0.07	0.09	0.11	0.06	0.08
	22	緑町第一児童公園	9月15日	5	0.07	0.06	0.06	0.07	0.04	0.06
	23	緑町第三児童公園	9月15日	5	0.09	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07
	24	上大徳児童公園	9月11日	5	0.09	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08
	25	南が丘公園	9月7日	5	0.08	0.04	0.06	0.08	0.05	0.06
	26	貝塚公園	9月7日	5	0.09	0.05	0.07	0.08	0.05	0.06
	27	北方公園	9月7日	5	0.09	0.07	0.08	0.10	0.07	0.08
	28	城ノ内第一街区公園	9月12日	5	0.09	0.07	0.08	0.09	0.06	0.08
	29	城ノ内第三街区公園	9月12日	5	0.09	0.07	0.08	0.08	0.05	0.07
	30	城ノ内第五街区公園	9月12日	5	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07
	31	貝原塚西公園	9月15日	5	0.10	0.07	0.08	0.09	0.06	0.08
	32	藤ヶ丘第二街区公園	9月15日	5	0.09	0.07	0.08	0.09	0.07	0.08
	33	藤ヶ丘第六街区公園	9月13日	5	0.08	0.06	0.07	0.10	0.06	0.07
	34	藤ヶ丘第七街区公園	9月13日	5	0.10	0.06	0.08	0.12	0.06	0.08
	35	市民健康の森	9月15日	5	0.13	0.06	0.09	0.12	0.07	0.09
	36	龍ヶ岡公園	9月13日	10	0.09	0.07	0.08	0.09	0.07	0.08
	37	龍ヶ岡3号緑地	9月13日	5	0.11	0.06	0.09	0.11	0.06	0.09
	38	松ヶ丘第一街区公園	9月15日	5	0.09	0.06	0.08	0.08	0.05	0.07
	39	松ヶ丘第三街区公園	9月15日	5	0.08	0.06	0.07	0.07	0.05	0.07
	40	白羽第二街区公園	9月12日	5	0.09	0.06	0.07	0.08	0.04	0.07
	41	白羽第三街区公園	9月12日	5	0.09	0.07	0.08	0.09	0.07	0.08
	42	森林公園	9月15日	10	0.12	0.04	0.08	0.11	0.05	0.08
	43	つくばの里向陽台公園	9月19日	5	0.12	0.10	0.11	0.12	0.09	0.10
スポーツ施設(2)	44	工業団地運動公園(野球場)	9月19日	5	0.13	0.09	0.11	0.11	0.09	0.10
	45	大正堀川運動公園	9月15日	5	0.09	0.06	0.08	0.10	0.07	0.08
その他(1)	46	龍ヶ崎市役所	11月15日	5	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07
※背景色の35施設は、業務委託にて測定					最高	最低	平均	最高値	最低値	平均
					0.13	0.04	0.08	0.12	0.03	0.07

■今後の方針について

令和5年度以降の測定については、補助事業(10/10)により除染を行った35施設について、これまでどおり業務委託で測定を実施する。

また、その他の11施設については、職員で測定を行い、35施設と併せて市ホームページで測定結果を公表する。(市広報紙りゅうほーでの周知については令和5年度で終了する。)

測定方法及び測定頻度：多点測定、年1回

2 学校給食等の放射性物質検査について【学校給食センター】

平成23年8月から、国民生活センターより貸与された検査機器を使用して、給食食材及び学校給食の放射性物質検査を実施していた。事故から10年が経過し、その間、放射性物質は全て不検出又は基準値内であったことから、今後も市場等を経由した食材から放射性物質が検出される可能性は極めて低いものと考えられるため、令和3年度からは、調理後の学校給食一食分のみ検査を行った。

10年以上検査を実施し、国の基準値を超える放射性物質は一度も検出されることはなく、今後も検出される可能性は極めて低いものと考えられること、学校給食に係る放射性物質検査について、県南地区の他市町村でも同様の理由で、既に過半数を超える自治体が検査を終了していることを鑑みて、当市の学校給食に係る放射性物質検査は、令和5年3月をもって終了した。

なお、令和元年度からは、それまで農業政策課で実施していた行政依頼分及び生産者・市民依頼分も、学校給食センターが借用している検査機器を使用して検査を実施した。

●給食食材等の検査件数一覧

年度	検体数
平成24年度	1,358件（4、5月市検査機器、6月より国民生活センター貸与検査機器使用）
平成25年度	1,159件
平成26年度	1,188件
平成27年度	1,173件
平成28年度	1,179件
平成29年度	1,196件
平成30年度	1,195件
令和元年度	1,083件
令和2年度	1,080件
令和3年度	341件
令和4年度	389件

●平成23年9月1日から令和5年3月31日までの検査件数一覧

検査年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
検査期間		H23.9.1~ H24.3.31 (7カ月)	H24.4.1~ H25.3.31 (12カ月)	H25.4.1~ H26.3.31 (12カ月)	H26.4.1~ H27.3.31 (12カ月)	H27.4.1~ H28.3.31 (12カ月)	H28.4.1~ H29.3.31 (12カ月)	H29.4.1~ H30.3.31 (12カ月)	H30.4.1~ H31.3.31 (12カ月)	H31.4.1~ R02.3.31 (12カ月)	R02.4.1~ R03.3.31 (12カ月)	R03.4.1~ R04.3.31 (12カ月)	R04.4.1~ R05.3.31 (12カ月)	
行政依頼分	学校給食センター（第一、第二）	304	94	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	176	200	293	280	339	578	284	251	65	68	70	69	
	龍ヶ崎地方衛生組合	28	50	67	143	131	51	26	32	0	0	0	0	
	子ども家庭課（幼稚園等給食食材）	168	31	369	344	315	345	278	277	115	42	0	0	
	庁内	131	112	26	29	78	10	10	12	0	0	3	0	
	関係機関・関連団体	24	5	4	3	3	2	2	0	0	0	0	0	
	その他	0	5	0	0	6	4	6	8	11	8	11	11	
	小計	831	497	761	799	872	990	606	580	191	118	84	80	
生産者・市民依頼分	市民依頼分	867	984	301	149	85	52	68	58	61	45	26	17	
	生産者依頼分	有機肥料生産組合（堆肥等）	131	135	58	76	10	0	0	0	0	0	0	0
		JA竜ヶ崎	21	47	47	47	41	41	2	0	0	0	0	0
		（有）信功舎遠藤牧場	31	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		高野養豚場	31	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		竹下牧場	25	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		（有）横田農場	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		（農）宮本農産	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		（有）押木養鶏場	7	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		（株）常陽牧場	11	91	100	98	84	58	27	24	7	5	5	8
小計	270	308	213	223	135	99	29	24	7	5	5	8		
小計	1,137	1,292	514	372	220	151	97	82	68	50	31	25		
合計	1,968	1,789	1,275	1,171	1,092	1,141	703	662	259	168	115	105		

3 自家消費農産物の放射性物質検査について【農業政策課】

龍ヶ崎市の検査実施状況

本市では、平成23年8月より、農業政策課において購入した食品放射能測定システムで検査を開始し、平成24年6月からは学校給食センターにおいても、独立行政法人国民生活センターから検査機器が貸与され、検査を実施するようになった。

その後、令和元年度からは、学校給食センターで一括して検査を実施する体制へ移行した。

東日本大震災以降、農産物の安心安全のため、放射性物質検査を実施してきたが、令和4年度をもって、自家消費農作物の放射性物質検査を終了した。

【過去の持ち込み件数】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
984件	301件	149件	85件	52件	68件
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
58件	61件	45件	26件	17件	

※令和4年度の検体数17件については、申請者は6人。

※平成28年度から令和4年度までは基準値を超えていない。

検査を終了した経緯

令和4年度までの検査数や検査結果状況を考慮し、今後も、国の基準値を超える放射性物質が、市場等を経由した食材も含め、検出される可能性は極めて低いものと考えられる。

令和4年7月に開催された龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会において、学校給食の放射性物質検査を終了することが了承され、検査機器の貸与契約（担当課：商工観光課）を終了したことに併せて、自家消費農産物の放射性物質検査も終了した。

【自家消費農産物の放射性物質検査の持ち込み状況(近隣市町村)】

市町村名	R1	R2	R3	R4	実施状況	備考
つくばみらい市	15 件	15 件	12 件	R3で終了		件数減、検査機器維持費削減のため。
河内町	0 件	0 件	1 件	R3で終了		件数減、不検出、給食検査終了、検査機器維持費削減のため。
守谷市	10 件	8 件	8 件	R3で終了		件数減、不検出、給食検査終了、検査機器維持費削減のため。
つくば市	28 件	25 件	14 件	6 件	R4で終了	近年の測定結果において放射性物質が検出されていないこと、実施件数が年々減少していることを踏まえて終了。
取手市	48 件	5 件	3 件	0 件	継続	R3から(一財)茨城県薬剤師会検査センターへ委託している。
土浦市	26 件	32 件	16 件	0 件	継続	検査機器が使用できているので継続している。
牛久市	16 件	17 件	10 件	4 件	継続	
稲敷市	0 件	0 件	0 件	0 件	継続	
阿見町	0 件	4 件	4 件	0 件	継続	

4 東京電力への損害賠償請求について【生活環境課】

東京電力ホールディングス㈱から損害賠償金の一部を受領

以下のとおり、福島第一原子力発電所等の事故に伴う損害賠償金を令和5年11月8日に受領した。

年度	項目	金額
平成25年度	除染に係る職員の時間外勤務手当（放射線対策課）	9,520円
平成25年度	学校給食の検査費用	747,817円
平成25年度	保育所等給食の検査費用	130,379円
合計		887,716円

受領に至った経緯

本市において平成25年度まで除染を実施していたことから、東京電力ホールディングス㈱より、平成25年度の除染に係る職員の時間外勤務手当及び学校給食等の検査費用について、支払ができる旨の申出があった。

その申出を受け、放射能検査の結果や食材費用の支払が行われたことが確認できる帳票類を整理し、資料等を提出した。東京電力ホールディングス㈱から追加資料（支出票の写し等）の提出を求められ、当該資料を追加提出した後、指定様式の請求書を令和5年9月7日に提出した。令和5年10月31日付けで合意書を取り交わし、損害賠償金の受領に至った。

【参考】

東京電力ホールディングス㈱からの損害賠償金受領状況					
No.	該当年度	項目	金額	入金日	備考
1	H23	食品放射能測定システム(備品費) H23	4,389,000	H25.3.7	
2	H23	検査用給食食材(小中学校分)等 H23	274,096	H25.3.7	給食食材費用は、270,905円。H23.8.31～測定開始
3	H23	検査用給食食材(保育所等分) H23	59,885	H25.3.7	
4	H23	放射能検査(米)費用 ガソリン代、高速料金 H23			この費用3,191円はNo.2に含まれている
4	H23	プール水検査費用 H23	344,924	H26.4.9	ガソリン代、高速料金3,674円を含む
5	H23	空間放射線量測定費用 ガソリン代 H23	87,775	H26.4.9	
6	H24	放射能検査(米)費用 ガソリン代、高速料金 H24	5,138	H26.4.9	
7	H24	検査用給食食材(小中学校) H24	569,527	H26.9.10	調理後の給食(1食)検査、請求額91,865円(正しくは90,553円であった)が未払
	H24	検査用給食食材(保育所等) H24	61,376	H26.9.10	
	H24	放射能測定システム消耗品及びガソリン代 H24	56,857	H26.9.10	
8	H25	放射能検査(米)費用 ガソリン代 H25	869	H26.10.16	
9	H23	人件費(押し出し時間外) H23	1,407,882	H26.10.16	
		小計	7,257,329		
10	H23	放射線に関する講演会講師謝礼・消耗品費	32,083	R2.9.17	
11	H23	1歳未満児に対する配布用飲料水	121,882	R2.9.29	
12	H23	消耗品費(ICレコーダーを除く)	22,013	R2.9.29	
13	H24	消耗品費(フードプロセッサ)	4,980	R3.1.18	
14	H23	民間保育所等に対する補助金	2,873,000	R3.2.9	4園に対しての補助金1,421,000円が未払
15	H23	人件費(時間外手当 環境対策・放射線対策課) H23	107,314	R3.3.12	
16	H24	人件費(時間外手当 放射線対策課) H24	21,384	R3.3.12	
17	H23	放射能測定システム消耗品	1,503	R3.3.26	
18	R1	放射能測定システム保守点検業務委託	41,173	R3.4.22	
19	H23	ガソリン等(高速道路利用料含む)購入費用	42,547	R3.6.21	
		小計	3,267,879		
20	H23,24	R4.6.23和解契約に基づく賠償金	7,784,100	R4.6.29	H23民間保育所等に対する補助金及びH24検査用給食食材(小中学校)未払分等を含む
21	H25	学校給食の検査費用 H25	747,817	R5.11.8	
	H25	保育所等給食の検査費用 H25	130,379	R5.11.8	
22	H25	人件費(時間外手当 放射線対策課) H25	9,520	R5.11.8	
		小計	8,671,816		
		合計	19,197,024		

今後の対応について

東京電力ホールディングス㈱に対し、平成 25 年度から令和 4 年度までに支出した放射能関連経費のうち未払費用について、支払に応じるかどうかの再確認を令和 5 年 1 2 月 1 日付けで行っている。支払に応じるとの回答があった項目を除き、ADR（裁判外紛争解決手続）の申立てを行い、原子力損害賠償紛争解決センターの判断を仰ぎたいと考えている。

※平成 23・24 年度分の和解において、追加的な費用が発生しておらず対象外とされた、正職員の勤務時間内人件費については、再確認の対象から除外している。

◆支払に応じるかどうか再確認している経費

① 公共施設等の空間放射線量測定（臨時職員人件費）	H29～R3	3,577,449 円
※H25～27 補助金充当、H28 は正職員が対応。H29～R1 の 3 箇年は正職員 1 名の人件費で請求したものを、再確認では臨時職員人件費（1,603,797 円）に差し替えて提出 H28～R3 の請求額 11,421,672 円（正職員分 9,488,020 円、臨時職員 1,973,652 円） R4 以降は箇所を縮小（149⇒11 箇所）して実施 国庫補助金で除染を行った 35 施設の測定は、業務委託で継続している。（H30～）		
② 空間放射線量測定機器校正等の費用	R3, 4	178,000 円
※H25～R2 補助金又は震災復興特別交付税、R2 以降は市民への貸出用のみを校正。R3 からは、交付税の対象外とされたが、R3 以降も機器校正を継続している。		
③ 農作物の放射性物質検査（臨時職員人件費だが放射線対策経費として請求）	H27～30	5,689,781 円
※H25, 26 補助金充当、H27 以降は補助対象外。R1～4 は学校給食センターで業務を実施 R4 で検査を終了		
④ 学校等給食の放射性物質検査（材料費）	H26, R3, 4	867,874 円
※H23～25 は東電より受領済。H27～R2 は震災復興特別交付税、R3 から交付税の対象外とされた。 R4 で検査を終了 R3 からは食材 2 品の検査は行わず、調理後の給食 1 食分の測定のみに移行		
⑤ 保育所等給食食材の放射性物質検査（臨時職員人件費）	H25	214,200 円
※市役所から第 2 調理場までの運搬と市 HP の検査結果の公表を臨時職員が実施しており、 H26 に東電へ請求済。R2 で検査を終了		
		合計 10,527,304 円

【参考】

東京電力ホールディングス㈱からの未払金額（令和 5 年 1 2 月 1 日時点）

人件費	139,183,278 円（上記①、⑤を含む）	※87%が H23, 24, 25 年度分
放射線対策経費	7,149,103 円（上記②、③、④を含む）	
合計	146,332,381 円	

5 その他 放射線対策本部会議の開催等について【生活環境課】

除染に関する国の動向

環境省では、福島県外の汚染状況重点調査地域において保管されている除去土壌の処分に向けて、埋立処分に伴う作業や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、東海村、那須町、丸森町で実施している。

なお、除染土壌の処分方法については、令和6年度中に方針等が示される予定である旨、関東地方環境事務所の担当から説明を受けている。

汚染状況重点調査地域

空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv/h}$ ）以上の地域を含む市町村（平成23年8月を基準）のうち、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、指定されている地域である。

全国で8県104市町村が指定されたが、その後、36市町村（5県）では指定を解除している。（県内では、銚田市が平成28年3月に指定を解除）

※毎時0.23マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv/h}$ ）という要件は、その地域における追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（ mSv/h ）に当たる放射線量（安全側に立った仮定の下での推計値）

【汚染状況重点調査地域に指定されている市町村】

岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町
宮城県	7	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町
福島県	13	いわき市、西郷村、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、 広野町、新地町、南相馬市、川俣町、川内村
茨城県	19	日立市、土浦市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、 取手市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、鹿嶋市、東海村、 牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、美浦村
栃木県	7	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町
群馬県	8	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町、川場村
埼玉県	2	三郷市、吉川市
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市

放射線対策本部会議の開催状況

龍ヶ崎市放射線対策本部設置要綱に基づき開催した放射線対策本部会議は、以下のとおりである。

年度	開催数（年度）	開催月・月毎の開催数
平成23年度	年12回 第1～12回	8月4回、9月2回、10月1回、11月2回、 12月1回、2月1回、3月1回
平成24年度	年4回 第13～16回	5月・8月・10月・1月 各1回
平成25～29年度	年1回 第17～21回	1月又は2月 1回
平成30年度	年2回 第22, 23回	6月・1月 各1回
令和元～5年度	年1回 第24～28回	2月1回

今後の放射線対策本部会議の開催について

本部会議については、平成25年度以降は、年1回開催することを慣例としてきたが、今後は、必要な協議事項等が生じた場合に本部会議を招集する。

○龍ヶ崎市放射線対策本部設置要綱

平成23年8月1日

訓令第62号

(設置)

第1条 本市において、龍ヶ崎市危機管理指針(平成23年龍ヶ崎市告示第121号。以下「指針」という。)第2条第1項第4号に規定する危機として、平成23年3月11日の東日本大震災の影響による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射線の被害及び影響に対し、指針第3章に規定する対策を実施するため、指針第10条の規定に基づき龍ヶ崎市放射線対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、指針に基づき、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被害及び影響の発生状況に係る情報収集及び分析に関すること。
- (2) 市民生活への影響の把握及びその対策に関すること。
- (3) 市民及び事業者への啓発及び広報に関すること。
- (4) 国、茨城県その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 被害及び影響の拡大防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指針第3章の対策を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 対策本部は、市長、副市長、教育長、部長、議会事務局長及び危機管理監をもって組織する。

(本部長、副本部長及び本部員)

第4条 対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部員には部長、議会事務局長及び危機管理監をもって充てる。

- 2 本部長は、対策本部を統括するとともに、本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 危機管理監は、本部長の指示の下、会議の議事進行及び議事整理に当たるとともに、次条に定める幹事会を指揮監督する。

(幹事会)

第6条 対策本部の所掌事務を補佐するため、対策本部に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、危機管理監、次長、秘書広聴課長、人事行政課長、福祉総務課長、介護保険課長、地域づくり推進課長、都市計画課長及び教育総務課長をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第7条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長には危機管理監を、副幹事長には都市整備部次長をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第8条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

2 幹事長は、幹事会の会議において、対策本部の決定事項その他必要な事項を幹事会の構成員に周知徹底し、これを速やかに実施させるものとする。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 幹事会の会議の議事整理は、幹事長の指定する者がこれに当たる。

(庶務)

第9条 対策本部及び幹事会の庶務は、都市整備部生活環境課が本部長の指名した課等と共同して処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年11月18日訓令第66号)

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月27日訓令第25号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月19日訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月13日訓令第11号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年2月28日訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月29日訓令第5号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。